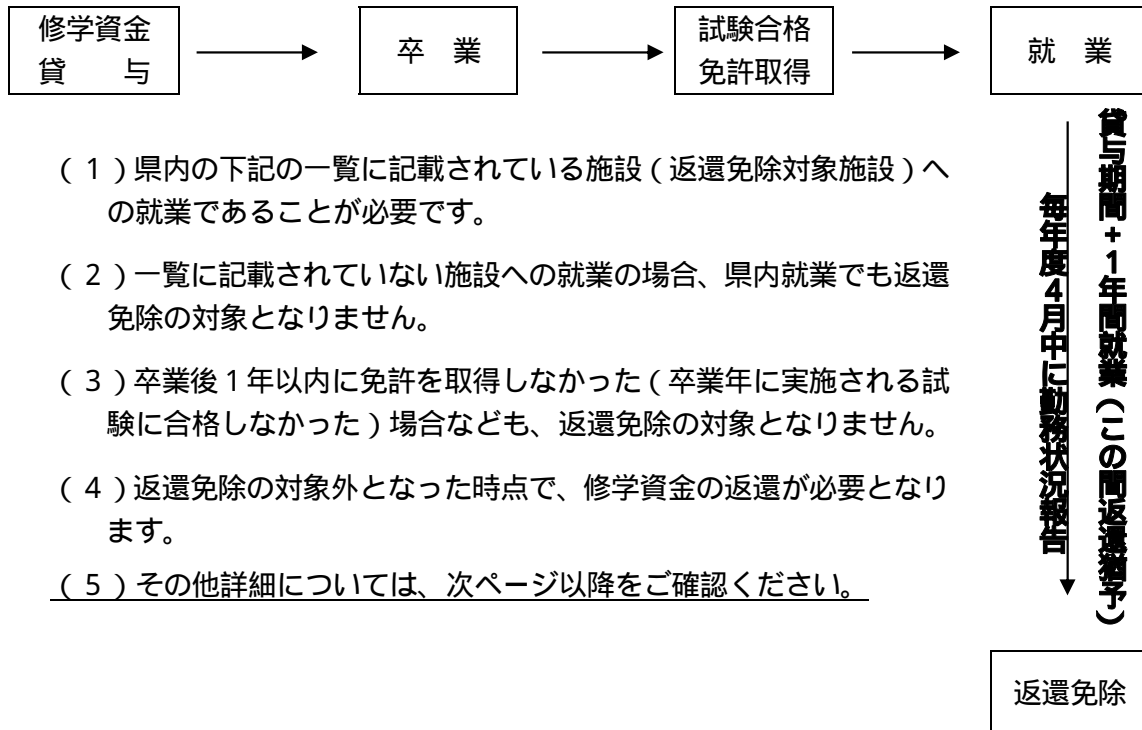


修学資金貸与の概要

県内における看護職員の充実を図るため、看護師等学校養成所に在学（就業義務を課す他の貸付金等を受けている方または受けようとする方を除く）し、卒業後に県内で、下記の一覧の1～8の施設において、看護職員の業務に従事しようとする方に対して修学資金が貸与されます。



返還免除対象施設一覧

- 1 医療法（昭和23年法律第205号）に基づく許可病床数が200床未満の病院
- 2 医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病床数のうち精神病床数が80%以上を占める病院（上記1に該当するものを除く。）
- 3 医療法第1条の5第2項に規定する診療所
- 4 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設（同法第7条第2項に規定する重症心身障害児に対し治療を行う施設に限る。）
- 5 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（上記4に該当するものを除く。）
- 6 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設（介護老人福祉施設は対象外。）
- 7 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（同条第4項に規定する訪問看護に限る。）を行う事業所（上記1から6までの施設において3年以上の実務経験を有すること。その実務経験は、貸与期間+1年間の看護職員の業務に含めて算定して差し支えない。）
- 8 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
県内の1～8に該当する施設を「指定機関等」といいます。